第2号様式（第10条関係）

令和 7年 2月 17日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員　　大湾未央

令和6年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。

沖縄県議会事務局 収 -7.2.17 受 沖縄県議会

別紙

令和6年度 政務活動費収支報告書

議員名　大湾未央

1 収　入　　政務活動費　1,050,000 円

2 支　出

（単位：円）

項　目	支出額	備　考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務所費	527,922	事務所賃貸料、来客用駐車場代、管理運営費
事務費	141,302	コピー機各種保守サービス料、通信連絡費
人件費	516,960	事務員賃金
合　計	1,186,184	

注　備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残　余　0 円

統一様式－①

経 費 区 分 別 支 出 一 覧 表

経費区分　　事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	事務所家賃　R6.7月分～R6.12月分　85,000×6	510,000	8/10	408,000
12/27	事務所家賃　R7.1月分　※全額後援会活動			
毎月払	来客用駐車場　R6.7月分～R6.12月分　5,110×6	30,660	8/10	24,528
12/27	来客用駐車場　R7.1月分　※全額後援会活動			
毎月払	事務所水道代　R6.7月分～R6.12月分　1,573×6	9,438	8/10	7,550
2/16	事務所水道代　R7.1月分　※全額後援会活動			
7/29	電気代(従量電灯)　R6.7月	8,033	8/10	6,426
7/29	電気代(低圧電灯)　R6.7月	11,703	8/10	9,362
8/28	電気代(従量電灯)　R6.8月	7,769	8/10	6,215
8/28	電気代(低圧電灯)　R6.8月	12,265	8/10	9,812
9/27	電気代(従量電灯)　R6.9月	6,868	8/10	5,494
9/27	電気代(低圧電灯)　R6.9月	10,431	8/10	8,344
10/30	電気代(従量電灯)　R6.10月	8,335	8/10	6,668
10/30	電気代(低圧電灯)　R6.10月	10,441	8/10	8,352
11/27	電気代(従量電灯)　R6.11月	8,508	8/10	6,806
11/27	電気代(低圧電灯)　R6.11月	10,144	8/10	8,115
12/27	電気代(従量電灯)　R6.12月	7,262	8/10	5,809
12/27	電気代(低圧電灯)　R6.12月	8,052	8/10	6,441
1/28	電気代(従量電灯)　R7.1月　※全額後援会活動			
1/28	電気代(低圧電灯)　R7.1月　※全額後援会活動			
事務所費　充当合計				527,922

統一様式－③

事 務 所 費 充 当 状 況 申 告 票

議員名　　大湾未央

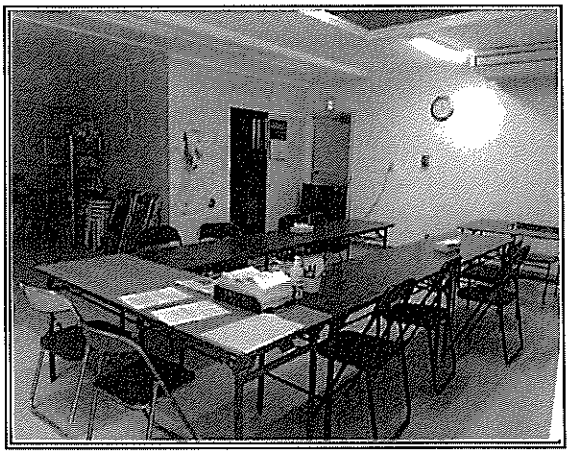
1. 事務所の状況

住所	沖縄県沖縄市安慶田1-3-12

（事務所の外観）



（事務所の内観）



2. 充当割合とその説明

充当割合	8/10

充当割合の説明：

後援会の事務所使用は週1回、月平均4～5回程度となっており
使用実績による按分のため。

（関係経費）

家賃（月額）	85,000　円
その他	円
	円

（充当額）

家賃（月額）	68,000　円
その他	円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員　　大湾未央

統一様式－②

事　務　所　概　要　申　告　票

議員名　　大湾未央

1. 物件の所在

住所	沖縄県沖縄市安慶田1丁目3番12号
電話番号	098-989-1638

2. 所有区分

☐ 自宅兼事務所
☐ 自己所有物件

※自宅兼事務所　又は　自己所有物件の場合は、ここまでで完了（署名・押印も不要）

☑ 専用事務所

☑ 賃借事務所

・賃貸借契約先 〔[redacted]〕

・所有者　☐ 親族（続柄：　）　☐ 関連会社　☑ 第三者

・議員との生計　☐ 議員と生計同一　☑ 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

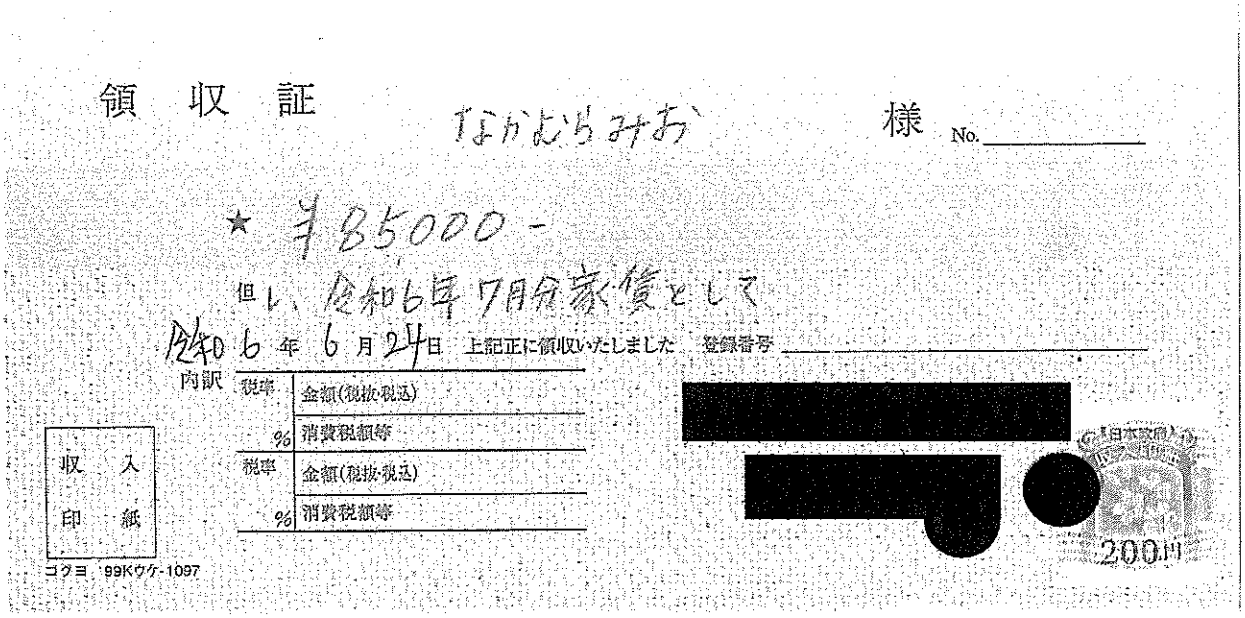
賃借人　沖縄県議会議員　大湾未央　●

賃貸人　　氏名　[redacted]　●

住所　[redacted]

経費区分：事務所費

・事務所家賃：R6.7 月分
・充当割合：8/10（説明：政務活動と後援会活動兼用のため按分）
・充当金額：64,000 円


領　収　証　　なかむらみお　　様　No.

★ ¥85000-

但し、令和6年7月分家賃として

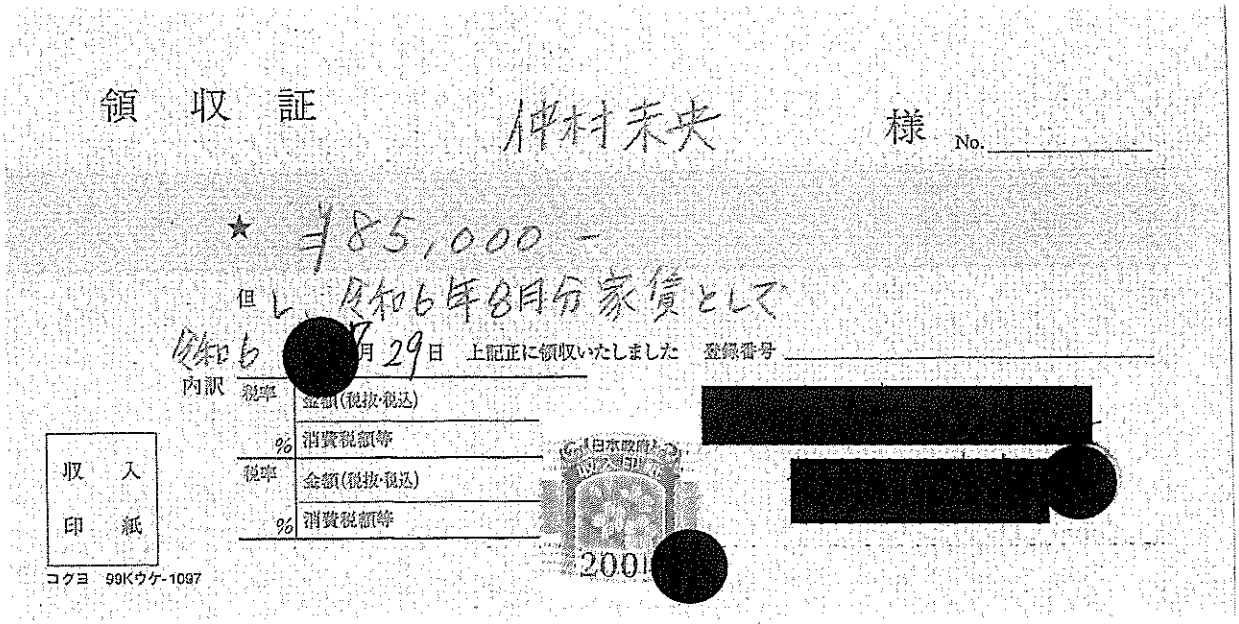
令和6年6月24日　上記正に領収いたしました　登録番号

内訳　税率　金額(税抜・税込)
　　%　消費税額等
　　税率　金額(税抜・税込)
　　%　消費税額等

収入印紙　200円

コクヨ　99Kウケ-1097

・事務所家賃：R6.8 月分
・充当割合：8/10（説明：政務活動と後援会活動兼用のため按分）
・充当金額：68,000 円


領　収　証　　仲村未央　　様　No.

★ ¥85,000-

但し、令和6年8月分家賃として

令和6年8月29日　上記正に領収いたしました　登録番号

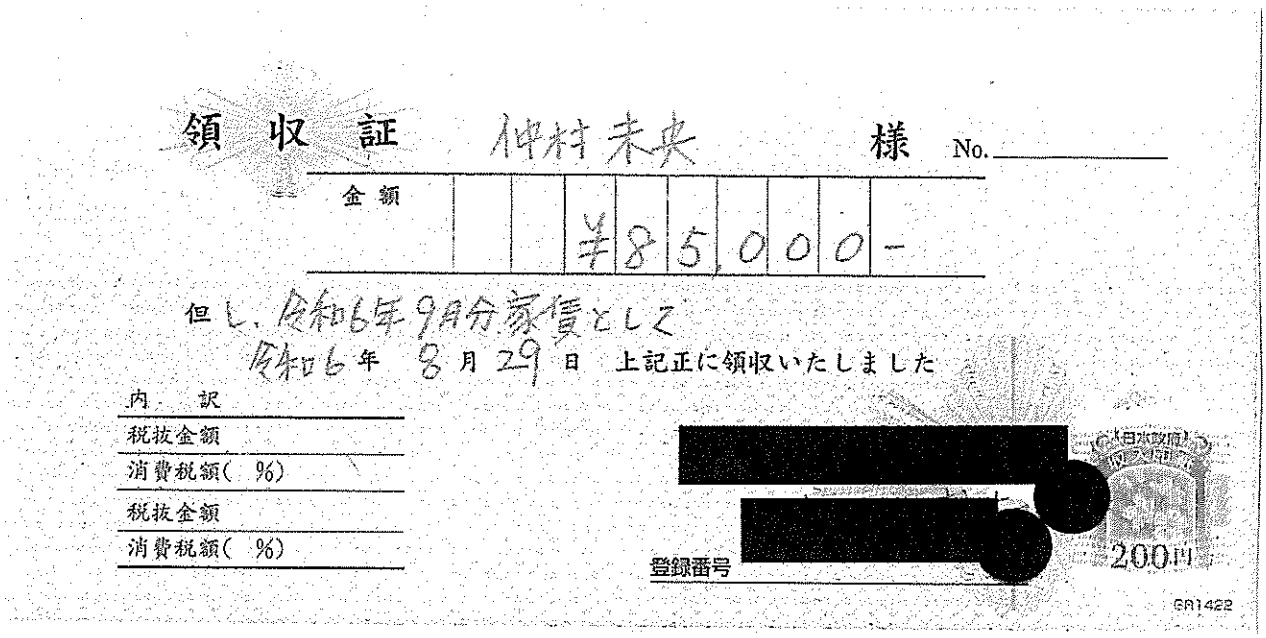
内訳　税率　金額(税抜・税込)
　　%　消費税額等
　　税率　金額(税抜・税込)
　　%　消費税額等

収入印紙　200円

コクヨ　99Kウケ-1097

経費区分：事務所費

・事務所家賃：R6.9 月分
・充当割合：8/10（説明：政務活動と後援会活動兼用のため按分）
・充当金額：64,000 円



領収証　仲村未央　様　No.

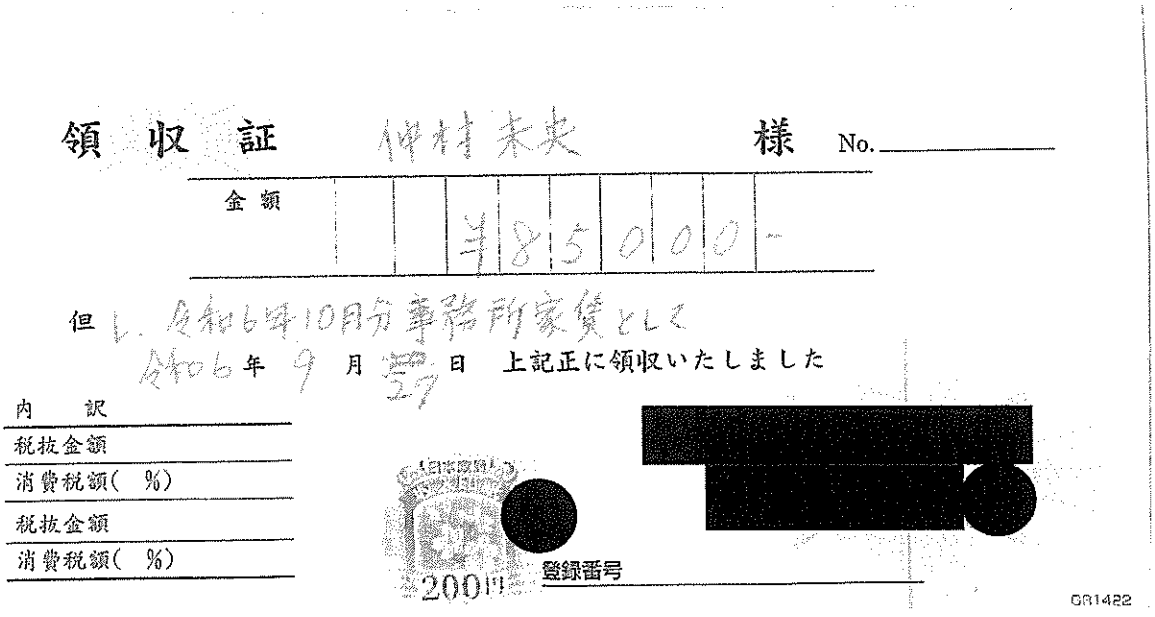
金額	¥85,000-

但し、令和6年9月分家賃として
令和6年 8月29日 上記正に領収いたしました

内訳
税抜金額
消費税額（ %）
税抜金額
消費税額（ %）

[redacted]
登録番号 [redacted]
200円
GR1422

・事務所家賃：R6.10 月分
・充当割合：8/10（説明：政務活動と後援会活動兼用のため按分）
・充当金額：68,000 円



領収証　仲村未央　様　No.

金額	¥85,000-

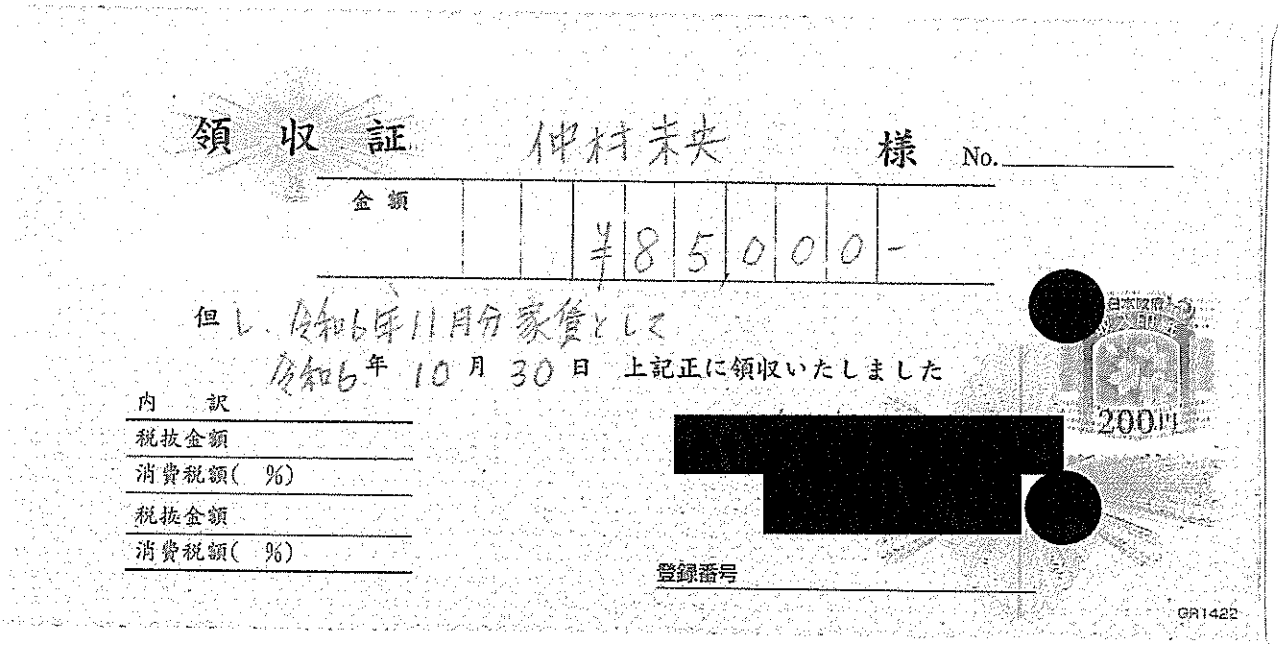
但し、令和6年10月分事務所家賃として
令和6年 9月27日 上記正に領収いたしました

内訳
税抜金額
消費税額（ %）
税抜金額
消費税額（ %）

[redacted]
200円
登録番号 [redacted]
GR1422

経費区分：事務所費

・事務所家賃：R6.11 月分
・充当割合：8/10（説明：政務活動と後援会活動兼用のため按分）
・充当金額：64,000 円



領収証　仲村未央　様　No.

金額	¥850,000-

但し、令和6年11月分家賃として
令和6年10月30日　上記正に領収いたしました

内訳	
税抜金額	
消費税額(　%)	
税抜金額	
消費税額(　%)	

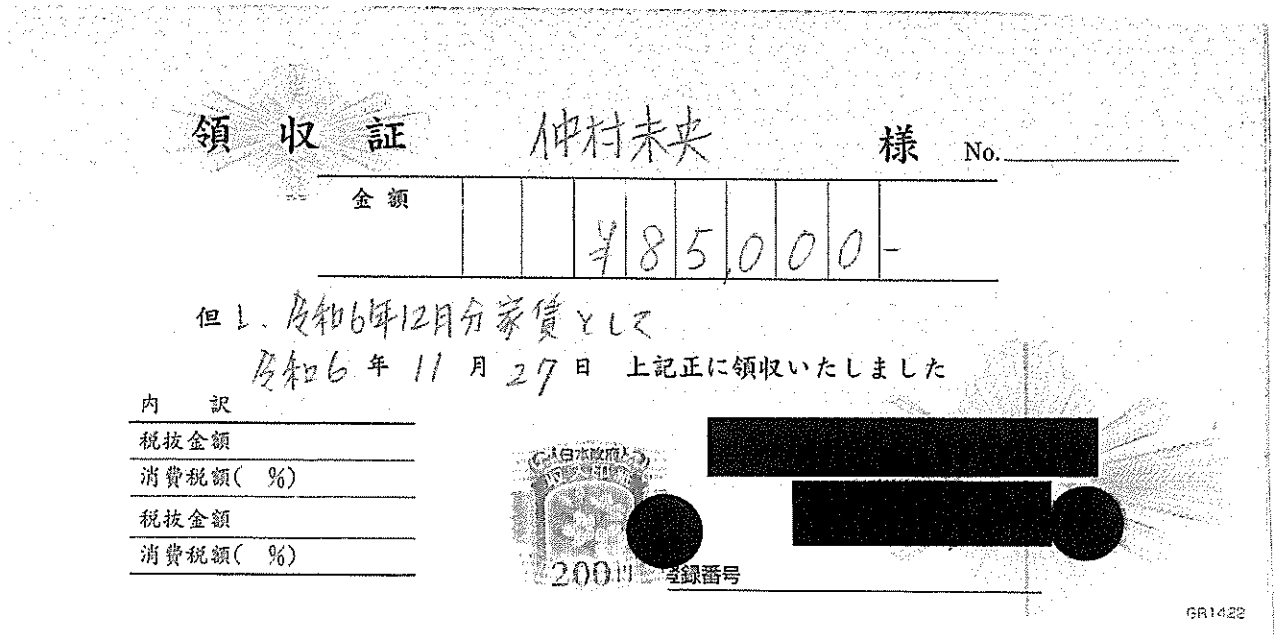
[redacted]

200円

登録番号

GR1422

・事務所家賃：R6.12 月分
・充当割合：8/10（説明：政務活動と後援会活動兼用のため按分）
・充当金額：68,000 円



領収証　仲村未央　様　No.

金額	¥850,000-

但し、令和6年12月分家賃として
令和6年11月27日　上記正に領収いたしました

内訳	
税抜金額	
消費税額(　%)	
税抜金額	
消費税額(　%)	

[redacted]

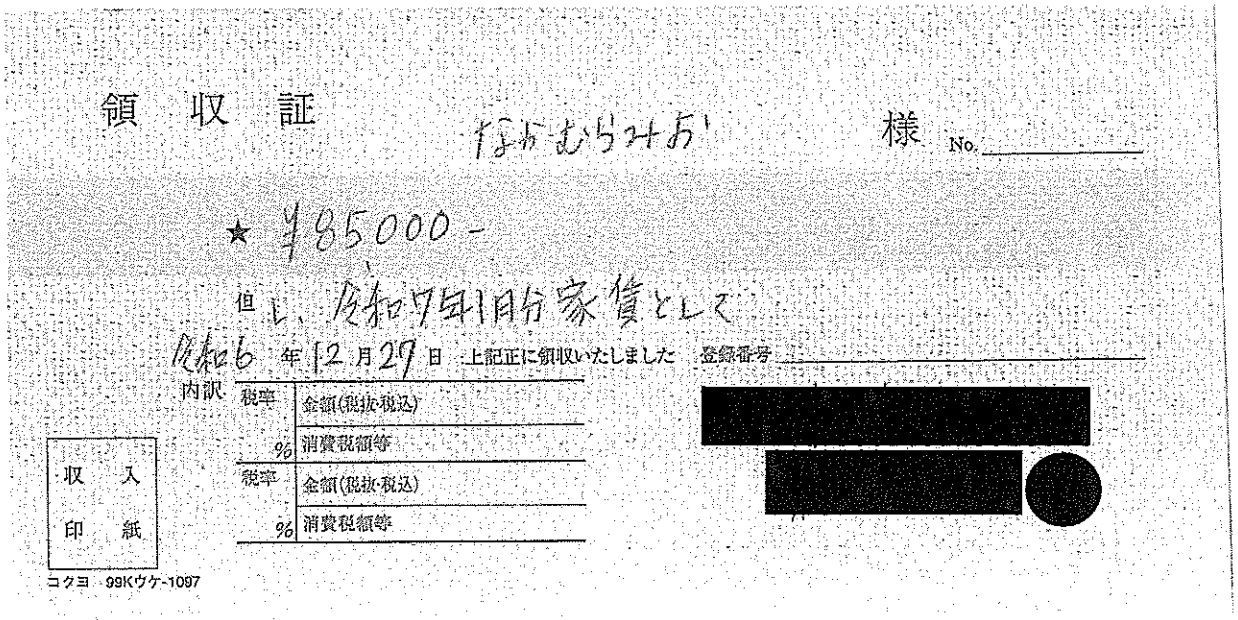
200円

登録番号

GR1422

経費区分：事務所費

・事務所家賃：R7.1 月分
・充当割合：全額（説明：後援会活動として）
・充当金額：85,000 円



領　収　証

なかむらみお　様　No.

★ ¥85000-

但し、令和7年1月分家賃として

令和6 年 12 月 27 日　上記正に領収いたしました　登録番号

[redacted]

内訳

税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等

収入印紙

コクヨ　99Kウケ-1097

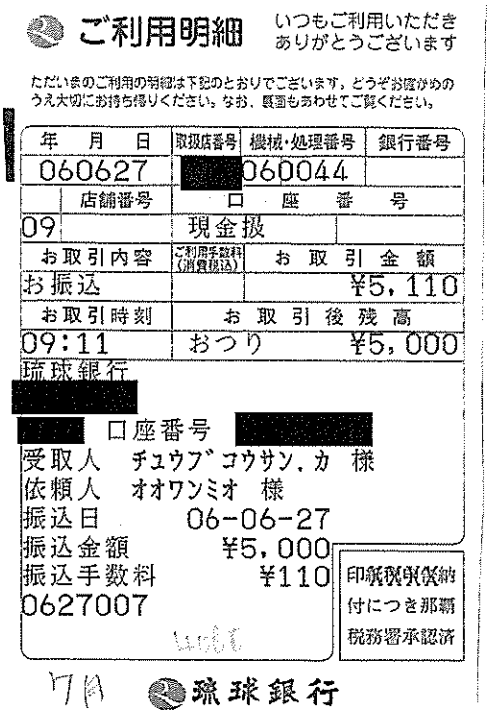
経費区分：事務所費

・駐車場契約料（来客用）：R6.7 月分

・充当割合：8/10

（説明：政務活動と後援会活動按分のため）

・充当金額：4,088 円



ご利用明細　いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年月日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
060627	[redacted]	060044	
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手数料(消費税込)	お取引金額	
お振込		¥5,110	
お取引時刻	お取引後残高		
09:11	おつり	¥5,000	

琉球銀行

[redacted]　口座番号 [redacted]

受取人　チュウブコウサン.カ　様

依頼人　オオワンミオ　様

振込日　06-06-27

振込金額　¥5,000

振込手数料　¥110

0627007

印紙税申告納付につき那覇税務署承認済

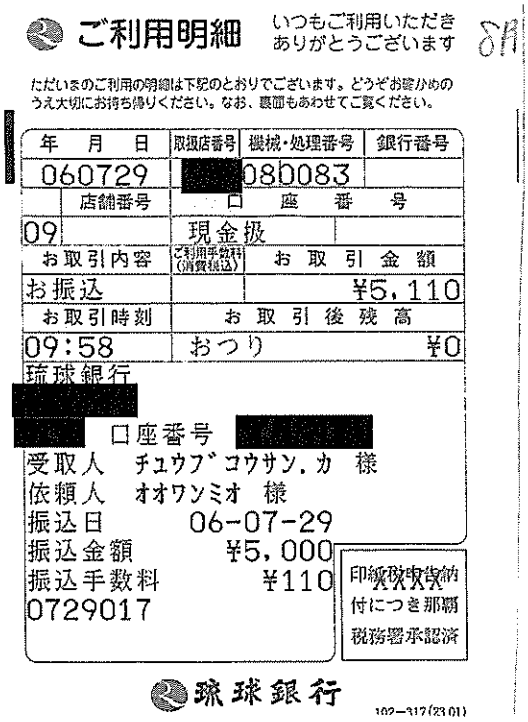
琉球銀行

・駐車場契約料（来客用）：R6.8 月分

・充当割合：8/10

（説明：政務活動と後援会活動按分のため

・充当額：4,088 円



ご利用明細　いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年月日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
060729	[redacted]	080083	
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手数料(消費税込)	お取引金額	
お振込		¥5,110	
お取引時刻	お取引後残高		
09:58	おつり	¥0	

琉球銀行

[redacted]　口座番号 [redacted]

受取人　チュウブコウサン.カ　様

依頼人　オオワンミオ　様

振込日　06-07-29

振込金額　¥5,000

振込手数料　¥110

0729017

印紙税申告納付につき那覇税務署承認済

琉球銀行

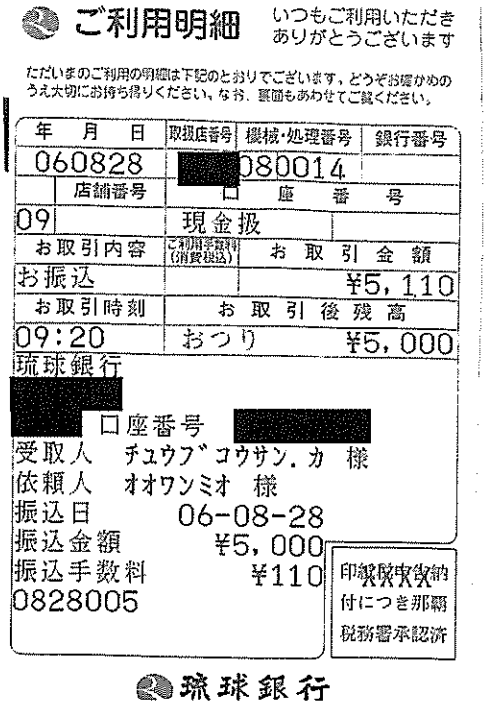
102-317(23.01)

・駐車場契約料（来客用）：R6.9 月分

・充当割合：8/10

（説明：政務活動と後援会活動按分のため）

・充当金額：4,088 円



ご利用明細　いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年月日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
060828	[redacted]	080014	
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手数料(消費税込)	お取引金額	
お振込		¥5,110	
お取引時刻	お取引後残高		
09:20	おつり	¥5,000	

琉球銀行

[redacted]　口座番号 [redacted]

受取人　チュウブコウサン.カ　様

依頼人　オオワンミオ　様

振込日　06-08-28

振込金額　¥5,000

振込手数料　¥110

0828005

印紙税申告納付につき那覇税務署承認済

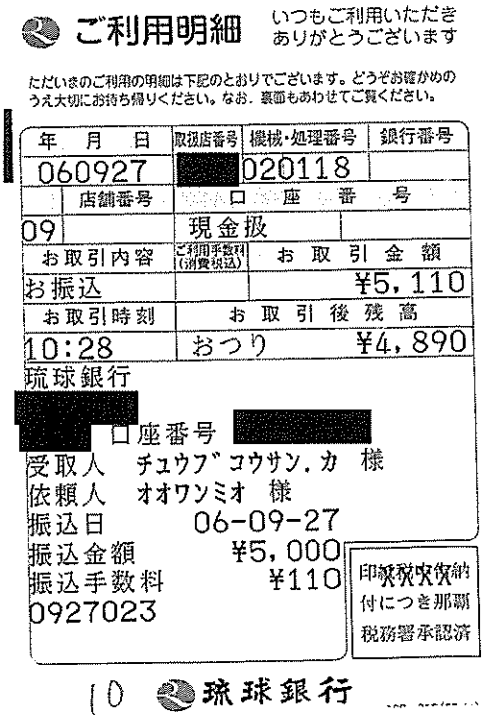
琉球銀行

・駐車場契約料（来客用）：R6.10 月分

・充当割合：8/10

（説明：政務活動と後援会活動按分のため

・充当額：4,088 円



ご利用明細　いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年月日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
060927	[redacted]	020118	
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手数料(消費税込)	お取引金額	
お振込		¥5,110	
お取引時刻	お取引後残高		
10:28	おつり	¥4,890	

琉球銀行

[redacted]　口座番号 [redacted]

受取人　チュウブコウサン.カ　様

依頼人　オオワンミオ　様

振込日　06-09-27

振込金額　¥5,000

振込手数料　¥110

0927023

印紙税申告納付につき那覇税務署承認済

琉球銀行

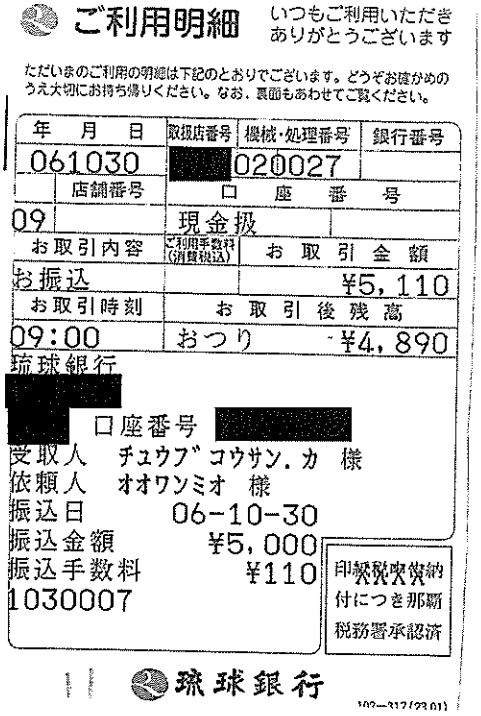
経費区分：事務所費

・駐車場契約料（来客用）：R6.11 月分

・充当割合：8/10

（説明：政務活動と後援会活動按分のため）

・充当金額：4,088 円



ご利用明細　いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年月日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
061030	[redacted]	020027	
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手数料(消費税込)	お取引金額	
お振込		¥5,110	
お取引時刻	お取引後残高		
09:00	おつり	¥4,890	

琉球銀行
[redacted]
口座番号 [redacted]
受取人　ﾁｭｳﾌﾞｺｳｻﾝ.ｶ　様
依頼人　オオワンミオ　様
振込日　06-10-30
振込金額　¥5,000
振込手数料　¥110
1030007

印紙税収納済
付につき那覇
税務署承認済

11　琉球銀行

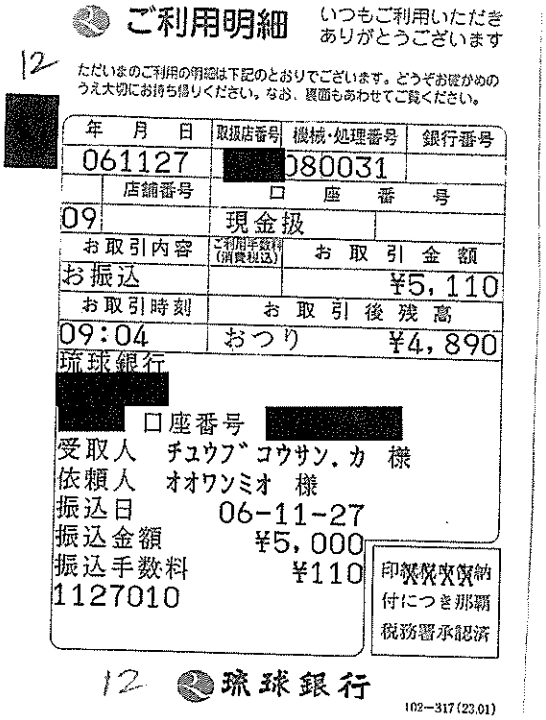
102—317(23.01)

・駐車場契約料（来客用）：R6.12 月分

・充当割合：8/10

（説明：政務活動と後援会活動按分のため

・充当額：4,088 円



ご利用明細　いつもご利用いただきありがとうございます

12

[redacted]

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年月日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
061127	[redacted]	080031	
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手数料(消費税込)	お取引金額	
お振込		¥5,110	
お取引時刻	お取引後残高		
09:04	おつり	¥4,890	

琉球銀行
[redacted]
口座番号 [redacted]
受取人　ﾁｭｳﾌﾞｺｳｻﾝ.ｶ　様
依頼人　オオワンミオ　様
振込日　06-11-27
振込金額　¥5,000
振込手数料　¥110
1127010

印紙税収納済
付につき那覇
税務署承認済

12　琉球銀行

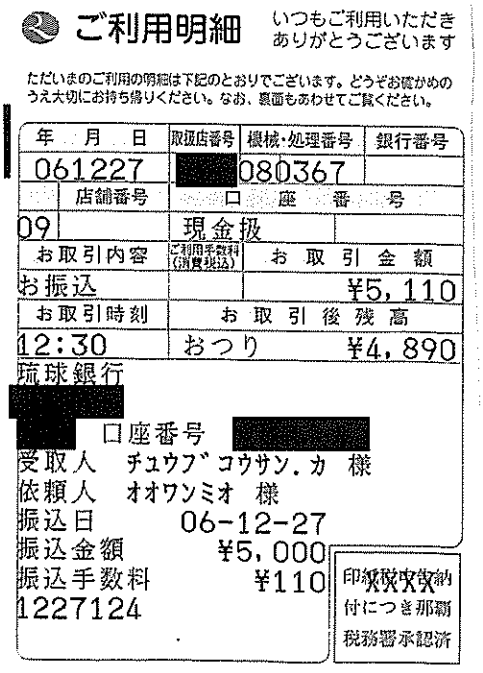
102—317(23.01)

・駐車場契約料（来客用）：R7.1 月分

・充当割合：全額

（説明：後援会活動のため）

・充当金額：4,088 円



ご利用明細　いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年月日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
061227	[redacted]	080367	
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手数料(消費税込)	お取引金額	
お振込		¥5,110	
お取引時刻	お取引後残高		
12:30	おつり	¥4,890	

琉球銀行
[redacted]
口座番号 [redacted]
受取人　ﾁｭｳﾌﾞｺｳｻﾝ.ｶ　様
依頼人　オオワンミオ　様
振込日　06-12-27
振込金額　¥5,000
振込手数料　¥110
1227124

印紙税収納済
付につき那覇
税務署承認済

1　琉球銀行

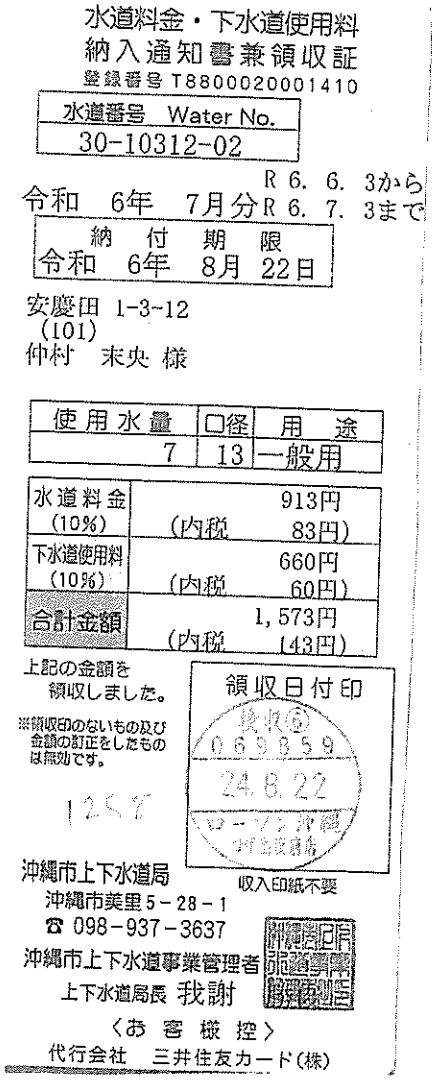
経費区分：事務所費

・水道代：R6.7 月分

・充当割合：8/10

（説明：政務活動と後援会活動兼用のため按分）

・充当金額：1,258 円



水道料金・下水道使用料
納入通知書兼領収証
登録番号 T8800020001410

水道番号 Water No.
30-10312-02

令和 6年 7月分 R 6. 6. 3から R 6. 7. 3まで

納付期限
令和 6年 8月 22日

安慶田 1-3-12
（101）
仲村 末央 様

使用水量	口径	用途
7	13	一般用

水道料金（10%）	913円	（内税 83円）
下水道使用料（10%）	660円	（内税 60円）
合計金額	1,573円	（内税 143円）

上記の金額を領収しました。

※領収印のないもの及び金額の訂正をしたものは無効です。

領収日付印

収入印紙不要

沖縄市上下水道局
沖縄市美里5－28－1
☎ 098－937－3637
沖縄市上下水道事業管理者
上下水道局長 我謝

〈お客様控〉
代行会社 三井住友カード(株)

・水道代：R6.8 月分

・充当割合：8/10

（説明：政務活動と後援会活動兼用のため按分）

・充当額：1,258 円



水道料金・下水道使用料
納入通知書兼領収証

水道番号 Water No.
30-10312-02

07.03から
令和 6年 8月分 08.02まで

納付期限
令和 6年 9月27日

安慶田 1-3-12
（101）
仲村 末央 様

使用水量	口径	用途
1	13	一般用

水道料金	913円
下水道使用料	660円
督促手数料	0円
延滞金	0円
合計金額	1,573円

上記の金額を納付してください。（消費税込）

上記の金額を領収しました。

※領収印のないもの及び金額の訂正をしたものは無効です。

領収 6.9.27 料金課

収入印紙不要

沖縄市上下水道局
沖縄市美里5－28－1
☎ 098－937－3637
沖縄市上下水道事業管理者
上下水道局長 我謝 勝俊

〈お客様控〉
代行会社 三井住友カード(株)

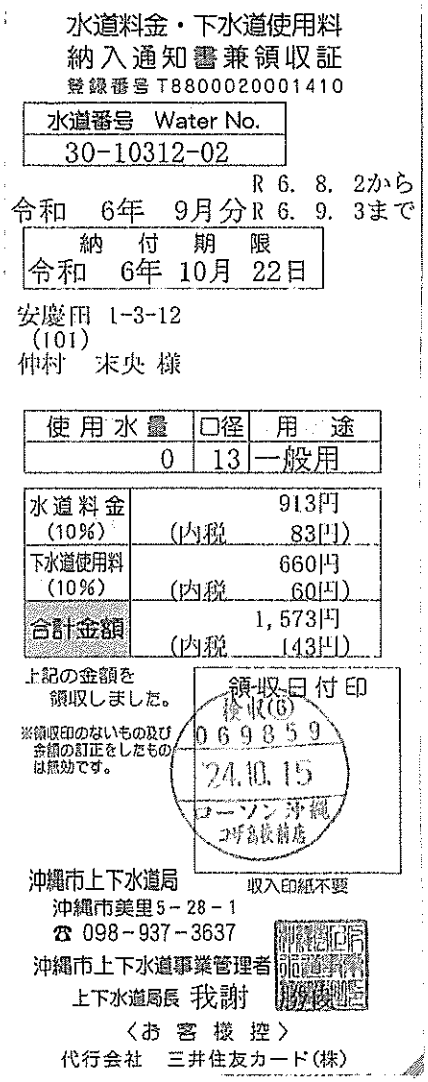
経費区分：事務所費

・水道代：R6.9 月分

・充当割合：8/10

（説明：政務活動と後援会活動兼用のため按分）

・充当金額：1,258 円



水道料金・下水道使用料
納入通知書兼領収証
登録番号 T8800020001410

水道番号 Water No.
30-10312-02

令和 6年 9月分 R 6. 8. 2から R 6. 9. 3まで

納付期限
令和 6年 10月 22日

安慶田 1-3-12
（101）
仲村 来央 様

使用水量	口径	用途
0	13	一般用

水道料金（10%）	（内税	913円 83円）
下水道使用料（10%）	（内税	660円 60円）
合計金額	（内税	1,573円 143円）

上記の金額を領収しました。

※領収印のないもの及び金額の訂正をしたものは無効です。

領収日付印
検収(6)
069859
24.10.15
ローソン沖縄

収入印紙不要

沖縄市上下水道局
沖縄市美里5－28－1
☎ 098－937－3637
沖縄市上下水道事業管理者
上下水道局長 我謝

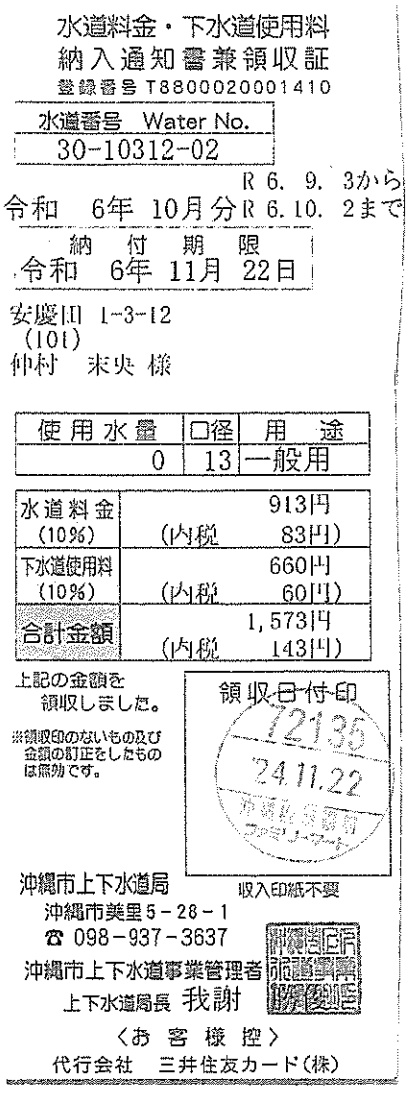
〈お客様控〉
代行会社 三井住友カード(株)

・水道代：R6.10 月分

・充当割合：8/10

（説明：政務活動と後援会活動兼用のため按分）

・充当額：1,258 円



水道料金・下水道使用料
納入通知書兼領収証
登録番号 T8800020001410

水道番号 Water No.
30-10312-02

令和 6年 10月分 R 6. 9. 3から R 6. 10. 2まで

納付期限
令和 6年 11月 22日

安慶田 1-3-12
（101）
仲村 来央 様

使用水量	口径	用途
0	13	一般用

水道料金（10%）	（内税	913円 83円）
下水道使用料（10%）	（内税	660円 60円）
合計金額	（内税	1,573円 143円）

上記の金額を領収しました。

※領収印のないもの及び金額の訂正をしたものは無効です。

領収日付印
12135
24.11.22

収入印紙不要

沖縄市上下水道局
沖縄市美里5－28－1
☎ 098－937－3637
沖縄市上下水道事業管理者
上下水道局長 我謝

〈お客様控〉
代行会社 三井住友カード(株)

経費区分：事務所費

・水道代：R6.11 月分

・充当割合：8/10

（説明：政務活動と後援会活動兼用のため按分）

・充当金額：1,258 円

〈お 客 様 控〉

水道料金・下水道使用料
納入通知書兼領収証

水道番号 Water No.
30-10312-02

令和 6年11月分 10.02から 11.02まで

納 付 期 限
令和 6年12月27日

安慶田 1-3-12
(101)
仲村 末央 様

使用水量	口径	用 途
4	13	一般用

水道料金	913円
下水道使用料	660円
督促手数料	0円
延 滞 金	0円
合計金額	1,573円

上記の金額を納付してください。（消費税込）

上記の金額を
領収しました。

※領収印のないもの及び金額の訂正をしたものは無効です。

領収日付印
沖縄市上下水道局
領収
6.12.27
収入印紙不要
料金課

沖縄市上下水道局
沖縄市美里 5－28－1
☎ 098－937－3637
沖縄市上下水道事業管理者
上下水道局長 我謝 勝俊

・水道代：R6.12 月分

・充当割合：8/10

（説明：政務活動と後援会活動兼用のため按分）

・充当額：1,258 円

〈お 客 様 控〉

水道料金・下水道使用料
納入通知書兼領収証

水道番号 Water No.
30-10312-02

11.02から
令和 6年12月分 12.04まで

納 付 期 限
令和 7年 1月31日

安慶田 1-3-12
(101)
仲村 末央 様

使用水量	口径	用 途
0	13	一般用

水道料金	913 円
下水道使用料	660 円
督促手数料	0 円
延 滞 金	0 円
合計金額	1,573 円

上記の金額を納付してください。（消費税込）

上記の金額を
領収しました。

※領収印のないもの及び金額の訂正をしたものは無効です。

領収日付印
沖縄市上下水道局
領収
7.1.31
料金課

収入印紙不要

沖縄市上下水道局
沖縄市美里 5－28－1
☎ 098－937－3637
沖縄市上下水道事業管理者
上下水道局長 我謝 勝俊
代行会社 株式会社電算システム

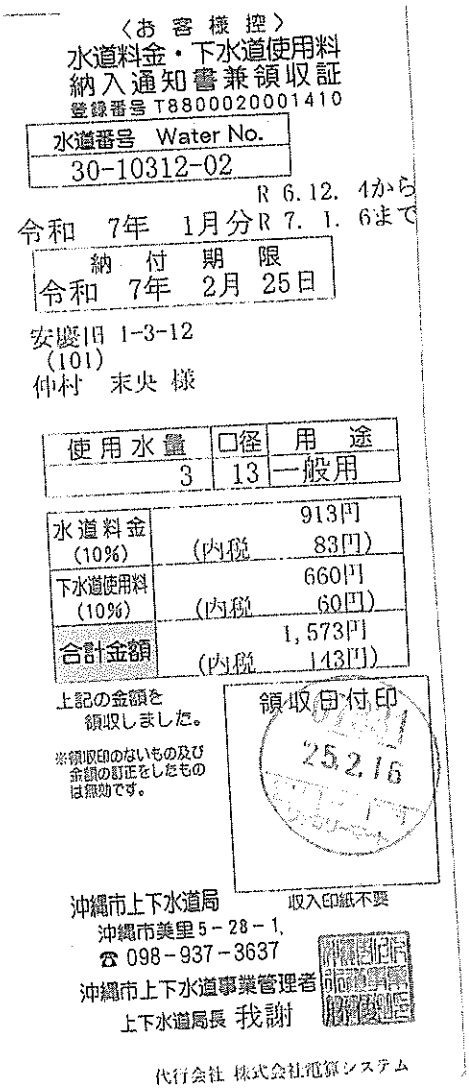
経費区分：事務所費

・水道代：R7.1 月分

・充当割合：全額

（説明：後援会活動兼用のため）

・充当金額：1,573 円



〈お 客 様 控〉

水道料金・下水道使用料
納入通知書兼領収証

登録番号 T8800020001410

水道番号 Water No.
30-10312-02

令和 7年 1月分 R 6. 12. 1から R 7. 1. 6まで

納 付 期 限
令和 7年 2月 25日

安慶田 1-3-12
(101)
仲村 末央 様

使用水量	口径	用 途
3	13	一般用

水道料金 (10%)	913円	(内税 83円)
下水道使用料 (10%)	660円	(内税 60円)
合計金額	1,573円	(内税 143円)

上記の金額を
領収しました。

※領収印のないもの及び金額の訂正をしたものは無効です。

領収日付印

25.2.16

収入印紙不要

沖縄市上下水道局
沖縄市美里5－28－1.
☎ 098－937－3637
沖縄市上下水道事業管理者
上下水道局長 我謝

代行会社 株式会社電算システム

・電気代：R6.7 月分（従量電灯）

・充当割合：8/10

（説明：政務活動費と後援会活動兼用のため按分のため）

・充当金額：8,033 円

電気料金払込受領証

仲村　末央　様

電気番号　42948-　3-1-5
ご契約種別　従量電灯
令和　6年 7月分

領収金額	8,033	円
料金	7,273	円
再エネ賦課金	760	円
［再掲］		
消費税等相当額(10%)	730	円
燃料費等調整額	-2,273.65	円
課税対象額10%	8,033	円

ご使用量　218 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。　（A ご依頼人控）

支払期日	8月14日
金融機関取扱期限日	8月23日
コンビニ等取扱期限日	9月 3日

日附印　24.7.29

沖縄電力株式会社
(T3360001008565)

収入印紙貼付欄

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

・電気代：R6.7 月分（低圧電力）

・充当割合：8/10

（説明：政務活動費と後援会活動兼用のため按分）

・充当額：11,703 円

電気料金払込受領証

仲村　末央　様

電気番号　42948-　3-2-4
ご契約種別　低圧電力
令和　6年 7月分

領収金額	11,703	円
料金	10,981	円
再エネ賦課金	722	円
［再掲］		
消費税等相当額(10%)	1,063	円
燃料費等調整額	-2,159.01	円
課税対象額10%	11,703	円

ご使用量　207 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。　（A ご依頼人控）

支払期日	8月14日
金融機関取扱期限日	8月23日
コンビニ等取扱期限日	9月 3日

日附印　24.7.29

沖縄電力株式会社
(T3360001008565)

収入印紙貼付欄

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

・電気代：R6.8 月分（従量電灯）

・充当割合：8/10

（説明：政務活動費と後援会活動兼用のため按分のため）

・充当金額：7,769 円

電気料金払込受領証

仲村　末央　様

電気番号　42948-　3-1-5
ご契約種別　従量電灯
令和　6年 8月分

領収金額	7,769	円
料金	7,030	円
再エネ賦課金	739	円
［再掲］		
消費税等相当額(10%)	706	円
燃料費等調整額	-2,242.81	円
課税対象額10%	7,769	円

ご使用量　212 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。　（A ご依頼人控）

支払期日	9月17日
金融機関取扱期限日	9月27日
コンビニ等取扱期限日	10月 7日

日附印　24.8.28

沖縄電力株式会社
(T3360001008565)

収入印紙貼付欄

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

・電気代：R6.8 月分（低圧電力）

・充当割合：8/10

（説明：政務活動費と後援会活動兼用のため按分）

・充当額：12,2651 円

電気料金払込受領証

仲村　末央　様

電気番号　42948-　3-2-4
ご契約種別　低圧電力
令和　6年 8月分

領収金額	12,265	円
料金	11,480	円
再エネ賦課金	785	円
［再掲］		
消費税等相当額(10%)	1,115	円
燃料費等調整額	-2,380.50	円
課税対象額10%	12,265	円

ご使用量　225 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。　（A ご依頼人控）

支払期日	9月17日
金融機関取扱期限日	9月27日
コンビニ等取扱期限日	10月 7日

日附印　24.8.28

沖縄電力株式会社
(T3360001008565)

収入印紙貼付欄

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

・電気代：R6.9 月分（従量電灯）

・充当割合：8/10

（説明：政務活動費と後援会活動兼用のため按分のため）

・充当金額：6,868 円

電気料金払込受領証

仲村　末央　様

電気番号　42948-　3-1-5
ご契約種別　従量電灯
令和　6年 9月分

領収金額	6,868	円
料金	6,136	円
再エネ賦課金	732	円
[再掲]		
消費税等相当額(10%)	624	円
燃料費等調整額	-3,044.91	円
課税対象額10%	6,868	円

ご使用量　210 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。　（A ご依頼人控）

支払期日	10月16日	日附印
金融機関取扱期限日	10月25日	2.9.27
コンビニ等取扱期限日	11月 5日	

沖縄電力株式会社
(T3360001008565)

収入印紙貼付欄

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

・電気代：R6.9 月分（低圧電力）

・充当割合：8/10

（説明：政務活動費と後援会活動兼用のため按分）

・充当額：10,431 円

電気料金払込受領証

仲村　末央　様

電気番号　42948-　3-2-4
ご契約種別　低圧電力
令和　6年 9月分

領収金額	10,431	円
料金	9,803	円
再エネ賦課金	628	円
[再掲]		
消費税等相当額(10%)	948	円
燃料費等調整額	-2,610.00	円
課税対象額10%	10,431	円

ご使用量　180 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。　（A ご依頼人控）

支払期日	10月16日	日附印
金融機関取扱期限日	10月25日	2.9.27
コンビニ等取扱期限日	11月 5日	

沖縄電力株式会社
(T3360001008565)

収入印紙貼付欄

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

・電気代：R6.10 月分（従量電灯）

・充当割合：8/10

（説明：政務活動費と後援会活動兼用のため按分のため）

・充当金額：8,335 円

電気料金払込受領証

仲村　末央　様

電気番号　42948-　3-1-5
ご契約種別　従量電灯
令和　6年10月分

領収金額	8,335	円
料金	7,460	円
再エネ賦課金	875	円
[再掲]		
消費税等相当額(10%)	757	円
燃料費等調整額	-3,596.72	円
課税対象額10%	8,335	円

ご使用量　251 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。　（A ご依頼人控）

支払期日	11月15日	日附印
金融機関取扱期限日	11月25日	2.10.30
コンビニ等取扱期限日	12月 5日	

沖縄電力株式会社
(T3360001008565)

収入印紙貼付欄

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

・電気代：R6.10 月分（低圧電力）

・充当割合：8/10

（説明：政務活動費と後援会活動兼用のため按分）

・充当額：10,441 円

電気料金払込受領証

仲村　末央　様

電気番号　42948-　3-2-4
ご契約種別　低圧電力
令和　6年10月分

領収金額	10,441	円
料金	9,789	円
再エネ賦課金	652	円
[再掲]		
消費税等相当額(10%)	949	円
燃料費等調整額	-2,679.71	円
課税対象額10%	10,441	円

ご使用量　187 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。　（A ご依頼人控）

支払期日	11月15日	日附印
金融機関取扱期限日	11月25日	2.10.30
コンビニ等取扱期限日	12月 5日	

沖縄電力株式会社
(T3360001008565)

収入印紙貼付欄

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

・電気代：R6.11 月分（従量電灯）

・充当割合：8/10

（説明：政務活動費と後援会活動兼用のため按分のため）

・充当金額：8,508 円

電気料金払込受領証

仲村　末央　様

電気番号　42948-　3-1-5
ご契約種別　従量電灯
令和　6年11月分

領収金額	8,508 円
料金	7,650 円
再エネ賦課金	858 円
［再掲］	
消費税等相当額(10%)	773 円
燃料費等調整額	-3,178.28 円
課税対象額10%	8,508 円
ご使用量	246 kWh

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。　（A ご依頼人控）

支払期日	12月16日	日附印
金融機関取扱期限日	12月26日	
コンビニ等取扱期限日	1月 5日	

沖縄電力株式会社
(T3360001008565)

収入印紙貼付欄

・電気代：R6.11 月分（低圧電力）

・充当割合：8/10

（説明：政務活動費と後援会活動兼用のため按分）

・充当額：10,144 円

電気料金払込受領証

仲村　末央　様

電気番号　42948-　3-2-4
ご契約種別　低圧電力
令和　6年11月分

領収金額	10,144 円
料金	9,569 円
再エネ賦課金	575 円
［再掲］	
消費税等相当額(10%)	922 円
燃料費等調整額	-2,131.80 円
課税対象額10%	10,144 円
ご使用量	165 kWh

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。　（A ご依頼人控）

支払期日	12月16日	日附印
金融機関取扱期限日	12月26日	
コンビニ等取扱期限日	1月 5日	

沖縄電力株式会社
(T3360001008565)

収入印紙貼付欄

・電気代：R6.12 月分（従量電灯）

・充当割合：8/10

（説明：政務活動費と後援会活動兼用のため按分のため）

・充当金額：7,262 円

電気料金払込受領証

仲村　末央　様

電気番号　42948-　3-1-5
ご契約種別　従量電灯
令和　6年12月分

領収金額	7,262 円
料金	6,564 円
再エネ賦課金	698 円
［再掲］	
消費税等相当額(10%)	660 円
燃料費等調整額	-2,159.86 円
課税対象額10%	7,262 円
ご使用量	200 kWh

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。　（A ご依頼人控）

支払期日	1月15日	日附印
金融機関取扱期限日	1月24日	
コンビニ等取扱期限日	2月 4日	

沖縄電力株式会社
(T3360001008565)

収入印紙貼付欄

・電気代：R6.10 月分（低圧電力）

・充当割合：8/10

（説明：政務活動費と後援会活動兼用のため按分）

・充当額：8,052 円

電気料金払込受領証

仲村　末央　様

電気番号　42948-　3-2-4
ご契約種別　低圧電力
令和　6年12月分

領収金額	8,052 円
料金	7,840 円
再エネ賦課金	212 円
［再掲］	
消費税等相当額(10%)	732 円
燃料費等調整額	-658.80 円
課税対象額10%	8,052 円
ご使用量	61 kWh

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。　（A ご依頼人控）

支払期日	1月15日	日附印
金融機関取扱期限日	1月24日	
コンビニ等取扱期限日	2月 4日	

沖縄電力株式会社
(T3360001008565)

収入印紙貼付欄

経費区分：事務所費

・電気代：R7.1 月分（従量電灯）

・充当割合：全額

（説明：後援会活動ため）

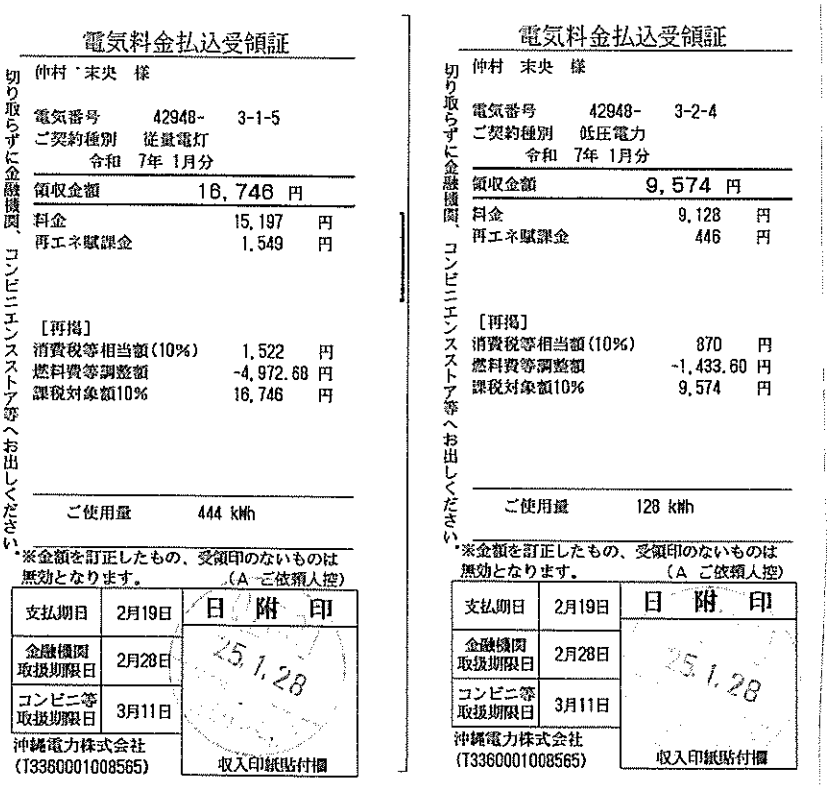
・充当金額：16,746 円

・電気代：R7.1 月分（低圧電力）

・充当割合：全額

（説明：後援会活動ため）

・充当額：9,574 円



電気料金払込受領証

仲村 ・末央 様

電気番号 42948- 3-1-5
ご契約種別 従量電灯
令和 7年 1月分

領収金額	16,746	円
料金	15,197	円
再エネ賦課金	1,549	円
[再掲]		
消費税等相当額(10%)	1,522	円
燃料費等調整額	-4,972.68	円
課税対象額10%	16,746	円
ご使用量	444 kWh	

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。 （A ご依頼人控）

支払期日	2月19日	日 附 印
金融機関取扱期限日	2月28日	25.1.28
コンビニ等取扱期限日	3月11日	収入印紙貼付欄

沖縄電力株式会社
(T3360001008565)

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

仲村 末央 様

電気番号 42948- 3-2-4
ご契約種別 低圧電力
令和 7年 1月分

領収金額	9,574	円
料金	9,128	円
再エネ賦課金	446	円
[再掲]		
消費税等相当額(10%)	870	円
燃料費等調整額	-1,433.60	円
課税対象額10%	9,574	円
ご使用量	128 kWh	

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。 （A ご依頼人控）

支払期日	2月19日	日 附 印
金融機関取扱期限日	2月28日	25.1.28
コンビニ等取扱期限日	3月11日	収入印紙貼付欄

沖縄電力株式会社
(T3360001008565)

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

賃室賃貸借契約書

このたび賃貸人 [redacted] と 賃借人 仲村未央 は、次の通り賃室賃貸借契約を締結した。よってその証として本契約書 3 通を作成し、記名押印のうえ、各自壱通を所持する。

（目的賃室の表示）

第1条　賃借人は、その所有する次に表示の賃室を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借した。

賃室の所在場所：沖縄市安慶田１丁目３番12号
鉄筋 CB 造３階建て１階　137.3 ㎡

（賃借期間）

第2条　賃貸借の期間 令和４年11月１日から令和６年11月１日 までの２年間とする。但し、当事者合議の上、更新することができる。

（賃料）

第3条　賃料は壱月金 ８萬５千円也とし、賃借人は、毎月 １ 日までに １ヵ月分を賃貸人の指定する場所に持参して支払う。ただしその賃料が経済事情の変動、公租公課の増減、近隣の賃室賃料との比較等により不相当となったときは、契約期間中であっても賃料の増減をすることができる。壱月未満の賃料は日割計算とする。

（敷金）

第4条　賃貸人は敷金として金 ８萬５千円也を賃借人から受領した。但し、敷金には利息をつけない。

（使用目的）

第5条　賃借人は、賃室を 事務所 の目的で使用し、他の用途に使用してはならない。

（転貸等の禁止）

第6条　賃借人は、賃借権を譲渡し、もしくは本賃室を転貸（同居、共同使用等事実上賃借権の一部又は全部の譲渡、転貸と同様の結果となる全ての場合も含む）してはならない。

（構造変更等の承諾）

第7条　賃借人は、賃室の構造を変更し、又はこれに対して造作加工を為そうとするときは、賃貸人の承諾を得なければならない。

（契約の終了）

第8条　１本賃室が、火災その他の災害で大破又は滅失したときは、本契約は催告をしないで当然消滅する。この場合には、敷金 ８萬５千円 也は、賃借人へ全額返還する。

２　賃借人の責めによる火災焼失等の場合は、敷金および既納の賃料は賃借人に返還しない。

（電気の使用料等）

第9条　電気、ガス、水道、電話料金、衛生費、その他の公共料金は賃借人の負担とする。

（使用上の注意）

第10条　賃借人は、賃室内において危険、不潔、その他近隣の迷惑となる行為をしてはならない。

（契約解除）

第11条　賃借人が、次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は催告をしないで、直ちに本契約を解除することができる。賃借人の所有物が賃室内に契約解除の日から２日以上放置される場合は、賃貸人がこれを自由に処分しても異議の申立てをしない。

１　弐ヶ月分以上賃料の支払いを怠ったとき。
２　賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人との信頼関係を著しく害すると認められたとき。
３　第６条及び第７条の規定に違反したとき。
４　長期不在により賃借権の行使を継続する意志がないとき。
５　その他本契約に違反したとき。

（賃借人の解約申入れ）

第12条　賃借人は、賃貸人に対して壱月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。ただし賃貸人は予告に代え、壱月分の賃料相当額を賃貸人に支払って即時に解約することができる。

事務所賃

（損害賠償等）

第13条　賃借人（その同居人）の責に帰すべき事由によって賃室を破損したときは、賃借人はすみやかにこれを現状に回復し、または損害の賠償をする。

（敷金の返還）

第14条　賃貸人は、本契約が終了し、賃室の明渡しを受けた後、賃借人が本賃貸借に係る一切の債務を精算したのち返還する。

（移転料等の不請求）

第15条　賃借人は、賃室の明渡しに際し、賃貸人に対し、移転料その他これに類する金銭上の請求はしない。

（保安点検）

第16条　賃貸人又はその代理人は賃室の保全、衛生、防火、防犯、救護等に関し、必要あるときは、随時契約賃室内に立入り、必要な措置を講ずることができる。この場合、賃借人は賃貸人又はその代理人の措置に協力しなければならない。

（連帯保証人）

第17条　連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃貸人に対する賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連携して履行の責を負う。

（合意管轄）

第18条　本契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判とすることに各当事者は合意した。

《特約条項》

第1条　賃借人が次の各号のいずれかに該当したときは、賃貸人は何ら催告を要せず本契約は解除となり、賃借人は本物件を明け渡さなければならない。

(1)　暴力団員又は、反社会的構成員と判明したとき。

(2)　本物件、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等に関する看板、名札、写真、絵画、ちょうちん、家紋、その他これに類似する物件を掲示、若しくは搬入したとき。

(3)　暴力団員以外の者が賃借人である場合でも本物件内に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、又は、これらの者を反復継続して出入りさせたとき。

(4)　賃借人又はその関係者が本物件内、共用部分、その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑、不安感、不快感等を与えたとき。

(5)　本物件、築数十年の為ブロックの塀の破片や、天井の破損も考えられる。そのことによって生じる全てにおいて一切の責任を賃借人は賃貸人に請求することができない。

令和 6 年 11 月 1 日

賃貸人　住所 [redacted]

氏名 [redacted]

賃借人　住所 沖縄市 [redacted]

氏名 神村 未央

連帯保証人　住所 [redacted]

氏名

事務所費

駐車場賃貸借契約書

このたび賃貸人 [redacted] (以下甲とする。) と 賃借人 大湾未央 (以下乙とする。) は、次の通り駐車場賃貸借契約を締結した。よってその証として本契約書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を所持する。

第1条　甲は、その所有する次の表示の駐車場を乙に賃貸し、乙はこれを賃借した。

駐車場名：壹里駐車場

駐車場の住所：沖縄市安慶田2-1-4 番地

駐車場の指定場所：No. 2

第2条　賃貸借の期間は、平成23年3月1日から平成25年2月29日までの1年間とする。但し、合意の上、更新することができる。

第3条　(1)賃料は1ヶ月金 5,000 円とし、乙は毎月 1 日迄に、当月分を甲の指定する預金口座振替払いにより支払うものとする。
但し振替手数料等は乙の負担とし債務の支払いを怠った時は、請求事務手数料として月一律1000円を付加して支払うものとする。
(2)乙が賃料等について（ 仲保連(様) ）(以下「丁」という)の行う支払委託制度を利用する場合は、丁を通じて甲に支払うこととし、その内容については別途乙、丁間で締結する支払委託契約の定めによるものとする。
(3)支払委託契約が解除、取り消しその他の事由により終了したときは、乙は、その終了日以降に支払期日が到来する賃貸借費用については、直接甲もしくは甲の指定する者に持参もしくは振込の方法により支払うものとする。
尚、振込の方法による場合、その振込手数料は乙の負担とする。

第4条　(1)第3条に定めた賃料については、甲は社会情勢及び経済事情により契約期間中であっても賃料を改訂することができる。
(2)甲は乙が使用する駐車場配置を変更できるものとする。

第5条　甲は保証金として金 5,000 円を乙から受領する。
但し、保証金には利息をつけない。

第6条　本契約に伴う権利は他に譲渡することはできない。

第7条　駐車場内における事故（人身事故、接触事故、火災、盗難、その他の事故）については、甲又は管理者に一切の責任を問わないものとし、甲指定の場所に他の車があっても自らの管理にいて処理する。

第8条　乙は、駐車場内においては善良なる管理者の注意義務をもって使用し、乙の責にて損害を与えた場合は所有者に賠償しなければならない。

第9条　乙が次の場合の一つに該当したときは、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除する事ができる。
1 1ヶ月以上賃料の支払いを怠ったとき。
2 賃料の支払いをしばし遅延し、その遅延が本契約における甲との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
3 長期不在により賃借権の行使を継続する意志がないとき。
4 その他本契約に違反したとき。

第10条　保証金は本契約終了に全額返還する。但し、一切の債務を精算したのち返還する。

第11条　本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意した。

~~第12条　(1)乙が当駐車場にて車庫証明が必要なときは、甲又は管理者にて発行するものとする。
但し、その場合車庫証明保証金として金（　　円）を管理者に発行時預けるものとし、車両の買い替えや当駐車場の解約時にはかず抹消するものとし、その抹消が確認された時に車庫証明保証金は返還する。
(2)車庫証明発行の際は、発行事務手数料2,000円をお支払いいただきます。~~

第13条　(1)賃貸借契約期間内においても、乙は1ヶ月前の予告をもって本契約を解約することが出来る。解約する月の賃料は日割り計算とするが、通常の支払い方法により1ヶ月分を支払い、保証金等とともに一切の債務を精算した後、乙に返金するものとする。
(2)乙から1ヶ月前までに解約予告のない場合は、明け渡し解約日より1ヶ月後までの予告不足損害金（賃料相当額）を日割り計算にて支払わなければならない。
(3)甲は乙に対し、3ヶ月前に書面をもって通知し、本契約を解約する事が出来る。契約終了後、乙が駐車場を明け渡さない場合は、乙は契約終了の翌日から明け渡しまで日割にて遅延損害金（賃料相当額）を支払う。
(4)契約が終了した後、乙が車両、あるいは残留物を撤去しない場合は、甲は、乙が所有権を放棄した物とみなし乙の費用負担において当該車両を任意に処分できる。

第14条　(1)本契約における解約とは乙の控えの駐車場賃貸借契約書の返却をもって解約といたしますので、直ちに返却する事とする。
(2)解約予約日を過ぎても駐車場賃貸借契約書の返却が無い場合、賃料は日割りにて返却日まで発生する。
(3)保証金の返済に係わる振込手数料の費用は、乙の負担とする。

第15条　保証金及び日割賃料、車庫保証金の返金に関しては解約後、振込によるものとする。その際の振込手数料は乙の負担とする。

特記事項　乙は、本契約中に車両の買い替え等で当初報告した車両に変更があった時は、管理者に必ず報告するものとし、その報告がない場合は違法駐車として扱うものとする。
※車庫証明の発行は不可とする。

平成 23 年 2 月 28 日

賃貸人　住所 [redacted]
氏名 [redacted]

賃借人　住所 沖縄市 [redacted]
氏名 大湾 未央
勤務先名 琉球銀行 [redacted] ☎ 98-1637
自宅 [redacted] ☎ [redacted]

管理者　中部興産株式会社　沖縄市 [redacted]

振込先　1. 琉球銀行 [redacted]
1. 沖縄銀行 [redacted]

●車庫証明の管理責任
車庫証明（保管場所使用承諾書）に変更が生じた場合、速やかに変更の手続きを行い、変更後の車検証を持参して下さい。
又、車庫証明の抹消或いは移動の際は、管轄の交通安全協会までお問い合わせ下さい。

車種		色	
車輌番号		車台番号	

※

統一様式－①

経 費 区 分 別 支 出 一 覧 表

経費区分　　事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
8/23	コピー機各種保守サービス料　R6.7月	27,827	8/10	22,261
9/24	コピー機各種保守サービス料　R6.8月	2,305	8/10	1,844
10/23	コピー機各種保守サービス料　R6.9月	810	8/10	648
11/25	コピー機各種保守サービス料　R6.10月	7,841	8/10	6,272
12/23	コピー機各種保守サービス料　R6.11月	38,891	8/10	31,112
1/23	コピー機各種保守サービス料　R6.12月	2,918	8/10	2,334
2/25	ー引落とし予定日 コピー機各種保守サービス料 R7.1月 ※全額後援会活動			
7/31	電話代　R6.7月	39,374	8/10	31,499
9/2	電話代　R6.8月	19,621	8/10	15,696
9/30	電話代　R6.9月	8,067	8/10	6,453
10/31	電話代　R6.10月	8,129	8/10	6,503
12/2	電話代　R6.11月	12,634	8/10	10,107
1/6	電話代　R6.12月	8,217	8/10	6,573
1/31	電話代　R7.1月　※全額後援会活動			
事務費　充当合計				141,302

事　務　員

06-07-31　　*39,374　　電話料 7月

[redacted]

ターウム

他店支払の小切手などでご入金の場合は資金化できる日を摘要欄へ表示します。但し、資金化日の12時以降に使用できます。

三　普通預金

お支払金額	お預り金額	取引内容	
06-08-23	*27,827	SMBC(キヤノン	7月分
06-09-02	*19,621	電話料 8月	
[redacted]			
06-09-24	*2,305	SMBC(キヤノン	8月分
06-09-30	*8,067	電話料 9月	
[redacted]			
06-10-23	*810	SMBC(キヤノン	9月分
[redacted]			
06-10-31	*8,129	電話料 10月	
[redacted]			
06-11-25	*7,841	SMBC(キヤノン	10月分
06-12-02	*12,634	電話料 11月	
[redacted]			
06-12-23	*38,891	SMBC(キヤノン	11月分
07-01-06	*8,217	電話料 12月	
[redacted]			

*****通帳が繰越扱いになりました

サトウキビ

他店支払の小切手などでご入金の場合は資金化できる日を摘要欄へ表示します。但し、資金化日の12時以降に使用できます。

事　務　費

普通預金

[redacted]

07-01-23　20J　　*2,918SMBC(キャノ
07-01-31　20J　　*10,003電話料 1月

12月分

[redacted]

他店支払の小切手などでご入金の場合は資金化できる日を表示します。但し、資金化日の12時以降に使用できます。

統一様式－①

経 費 区 分 別 支 出 一 覧 表

経費区分　　人件費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
7/29	給与　R6.7月分(雇用職員A)	107,700	8/10	86,160
8/26	給与　R6.8月分(雇用職員A)	107,700	8/10	86,160
9/27	給与　R6.9月分(雇用職員A)	107,700	8/10	86,160
10/29	給与　R6.10月分(雇用職員A)	107,700	8/10	86,160
11/28	給与　R6.11月分(雇用職員A)	107,700	8/10	86,160
12/27	給与　R6.12月分(雇用職員A)	107,700	8/10	86,160
1/27	給与　R7.1月分(雇用職員A)※全額後援会活動			
人件費　充当合計				516,960

統一様式－④

令和　6　年度　雇用職員申告票

議員名　　大湾未央

被雇用職員名	[redacted]	
議員との関係	☐ 議員の親族(続柄:　　)	☑ 議員の親族外
議員との生計	☐ 議員と生計同一	☑ 議員と生計別

令和6年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者　氏名　[redacted]

住所　[redacted]

雇用者　沖縄県議会議員　大湾未央

勤務の実態を証する提出書類

☑ 出勤簿　☐ タイムカード　☐ その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

統一様式－⑥

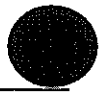
勤務実態申告票

【議員名　大湾未央　】

職務内容

区分		職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの		
	研修に係るもの		
	広聴広報に係るもの	議会報告紙の発送事務、名簿の管理等	20%
	要請陳情等に係るもの	住民相談の対応	30%
	会議に係るもの	各種会議の準備（資料作成、開催通知、連絡、調整等）	10%
	資料作成に係るもの	打合せ資料等の作成等	10%
	事務所での庶務に係るもの	備品、消耗品の管理、電話、来客対応、議員への連絡、調整、政務活動費の管理、収支報告書の作成等	30%
小計			100%
政務活動以外の活動に係る職務		事務所での庶務に係るものの一部に政務活動を含む	

令和　6　年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者　大湾未央　　　被雇用者　[redacted]　

雇用契約書

氏名	[redacted]	生年月日	[redacted]
現住所	[redacted]		
電話	[redacted]		

以下の条件により雇用契約を締結する

雇用期間	期間の定め　有 令和6年3月1日　～　令和7年2月28日（12ヵ月間）　※1年ごとの更新とする
就業場所	沖縄県沖縄市安慶田1-3-12（101）　沖縄県議会議員仲村未央事務所
業務の内容	政務活動にかかる事務及び事務所の運営
就業時間	午前10時00分　～　午後5時00分（R6.7月～）
休憩時間	就業時間内の60分間
所定時間外労働	1. 所定時間外労働　：　有（3時間程度/月） 2. 休日労働　：　有（1日程度/月）　※発生した場合はいずれも振替休日で対応する
休日	火、土、日及び祝日、年末年始（12/29～1/3）、旧盆のうち1日
休暇	年次有給休暇7日/年（雇用期間6ヵ月から開始）
賃金	月額108,000円（R6.7月～）
交通費	無
加入保険	労働保険
退職に関する事項	1. 定年制　：　無 2. 自己都合退職（自己都合退職の場合、退職する60日前に雇用者に届け出ること） 3. 解雇（解雇の場合、90日前に雇用者から通知する）
その他	

令和6年3月1日

雇用者　　住所　：　沖縄県沖縄市泡瀬2丁目40番1号
名前　：　大湾　未央

被雇用者　住所　：　[redacted]
名前　：

参考様式－②

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等　氏名 [redacted]
住所

（令和　6　年度）　　単位：円

月　日	支給額	所得税	支払額	受領印	備考
7月29日	108,000	300	107,700		給与
8月26日	108,000	300	107,700		給与
9月27日	108,000	300	107,700		給与
10月29日	108,000	300	107,700		給与
11月28日	108,000	300	107,700		給与
12月27日	108,000	300	107,700		給与
1月27日	0	0	0		
合計	648,000	5,400	642,600		

6 年度　雇用職員出勤簿

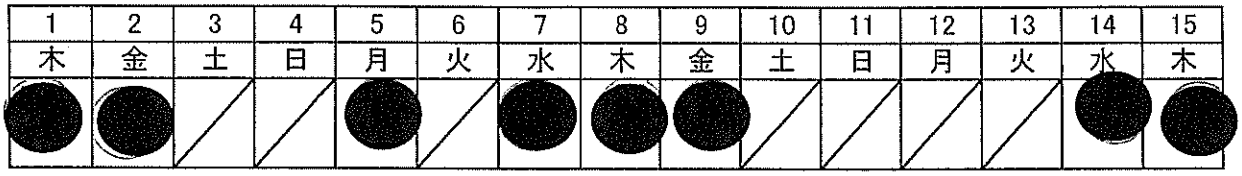
【　7　月】

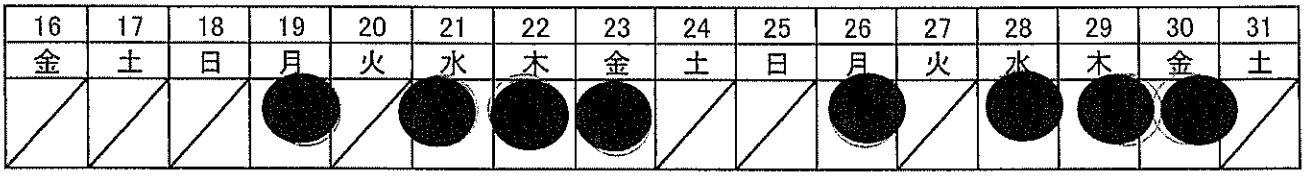
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
●		●	●	●			●		●	●	●			

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	●	●	●			●		●	●	●			●		

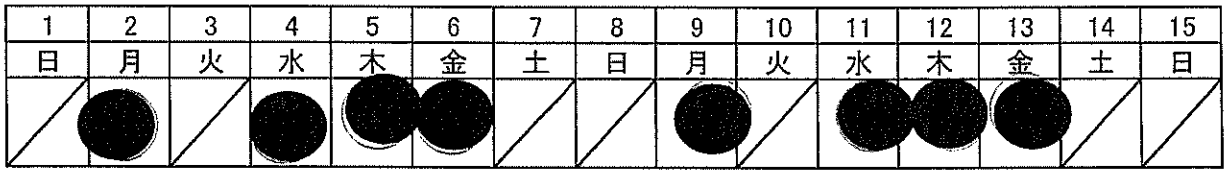
6 年度　雇用職員出勤簿

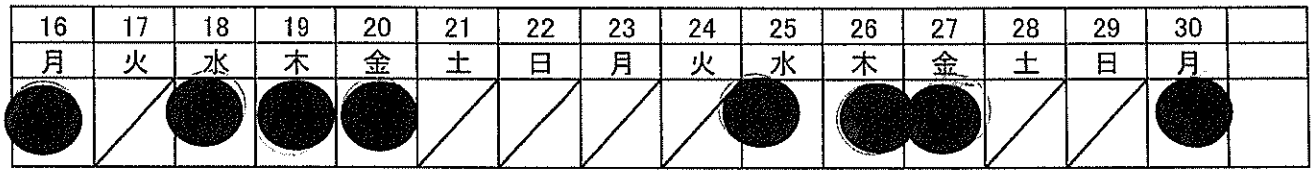
【　8　月】　　雇用職員名:



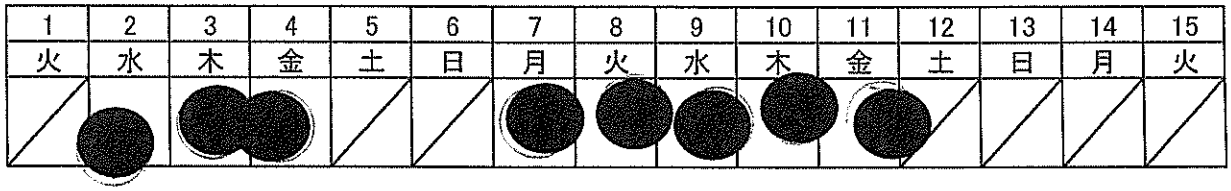


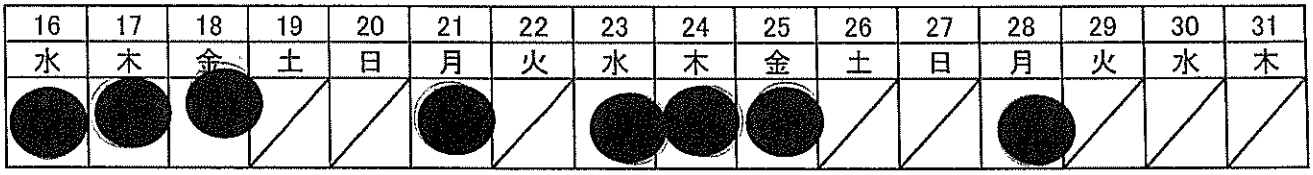
【　9　月】



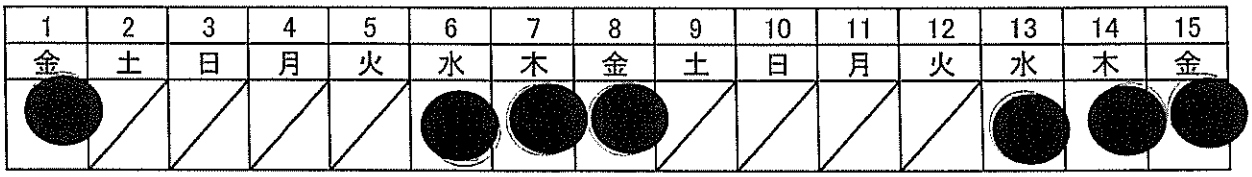


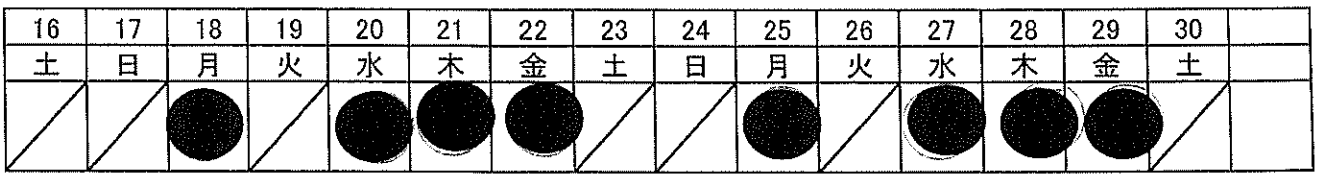
【　10　月】





【　11　月】





6 年度　雇用職員出勤簿

【　12　月】

雇用職員名:

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火

【　1　月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金